

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	国家戦略特区における国家戦略民間都市再生事業に対する課税の特例措置の延長
2	対象税目	(法人税:義)(所得税、登録免許税:外)(国10) 【新設・拡充・ <u>延長</u> 】
3	租税特別措置等の内容	<p>《内容》</p> <p>国家戦略特区内の特定都市再生緊急整備地域又は都市再生緊急整備地域における優良な民間都市開発事業の円滑かつ迅速な実施を促進することにより、産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成を図るため、国土交通大臣による個別の民間都市再生事業計画の認定に代えて、国家戦略特別区域会議が作成した区域計画の内閣総理大臣認定があった場合についても、都市再生特別措置法に基づく国土交通大臣の認定した事業と同様の課税の特例措置の適用期限を延長する。</p> <p>1. 割増償却（所得税、法人税） 【割増償却率】30%（5年間）※特定都市再生緊急整備地域内は50% 【対象設備】整備される建物及び付属設備 【取得期限】平成29年3月31日 【要件】・地上10階以上又は延べ面積50,000㎡以上の耐火建築物 ・公共施設用地面積30%以上又は都市居住者等利便増進施設整備費が10億円以上であること。</p> <p>2. 軽減税率（登録免許税） 【軽減税率】0.4% ⇒ 0.35% （※特定都市再生緊急整備地域内は0.2%） 【対象設備】建築した建築物（建物の保存登記） 【認定期限】平成29年3月31日 【要件】・認定後3年間（一定の場合は5年）以内に建築し、1年以内に登記を受けること ・割増償却の要件を満たすこと</p> <p>《関係条項》 所得税：租税特別措置法 第14条の2、令第7条の2、規則 第6条の2 法人税：租税特別措置法 第47条の2、令第29条の5、規則 第20条の21 （連結法人：租税特別措置法第68条の35、令第39条の64、規則第22条の42） 登録免許税：租税特別措置法 第83条、令第43条の2、規則 第31条の4</p>
4	担当部局	内閣府地方創生推進事務局
5	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期：平成28年8月 分析対象期間：平成26年度～平成30年度
6	租税特別措置等の創設	平成26年度 創設（適用期限：平成27年3月31日まで）

	年度及び改正経緯	平成 27 年度 適用期限を2年間延長
7	適用又は延長期間	平成 30 年度末まで
8	必要性等	① 政策目的及びその根拠
		② 政策体系における政策目的の位置付け
		③ 達成目標及びその実現による寄与
		<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>大胆な規制・制度改革を通して経済社会の構造改革を重点的に推進することにより、産業の国際競争力の強化とともに、国際的な経済活動の拠点の形成を図り、もって国民経済の発展及び国民生活の向上に寄与することを目的とする。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 国家戦略特別区域法第1条 <p>我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展を図るためには、国が定めた国家戦略特別区域において、経済社会の構造改革を重点的に推進することにより、産業の国際競争力を強化するとともに、国際的な経済活動の拠点を形成することが重要である</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 国家戦略特別区域基本方針(平成 26 年 2 月 25 日閣議決定) <p>(国家戦略特区制度の目的・意義)</p> <p>国家戦略特区は、日本の経済社会の風景を変える大胆な規制・制度改革の突破口である。大胆な規制・制度改革を通して経済社会の構造改革を重点的に推進することにより、産業の国際競争力の強化とともに、国際的な経済活動の拠点形成を図り、もって国民経済の発展及び国民生活の向上に寄与することを目的とする。</p>
		<p>【政策】4 地方創生の推進</p> <p>【施策】⑤ 国家戦略特区の推進</p>
		<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>(日本再興戦略 2016 平成 28 年 6 月 2 日閣議決定)</p> <p>国家戦略特区の「第二ステージ」を加速的に推進するため、来年度末までの2年間を「集中改革強化期間」として、引き続き規制改革メニューの創設や新規事業数の増加に取り組むことにより、世界で一番ビジネスのしやすい環境を整備し、経済成長につなげる。</p> <p>《当該目標の測定指標》</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 2020 年までに、世界銀行ビジネス環境ランキングにおいて、日本が先進国 3 位以内に入る ● 2020 年までに、世界の都市総合力ランキングにおいて、東京が 3 位以内に入る ● 都市再生特別措置法の特例等を活用する「都市再生プロジェクト」の合計数を今後2年間で 100 事業とする。 <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>ワンストップ化による都市再生特別措置法の特例等と合わせて、本特例措置を引き続き講ずることにより、民間投資による優良な都市開発事業を誘発し、世界で一番ビジネスのしやすい環境を整備することで、産業の国際競争力の強化とともに、国際的な経済活動の拠点の形成を図る。</p>

9	有効性等	① 適用数等	<p>《適用実績》</p> <p>平成 26 年度 0 件 適用額 0 百万円 平成 27 年度 0 件 適用額 0 百万円 平成 28 年度 0 件 適用額 0 百万円</p> <p>《適用見込み》</p> <p>平成 29 年度 1 件 適用額 41,053 百万円(※適用額は事業者からヒアリング) 【法人税】 1,053 百万円 【登録免許税】 40,000 百万円 平成 30 年度 1 件 適用額 1,353 百万円 【法人税】 1,053 百万円 【登録免許税】 300 百万円</p>
		② 減収額	<p>《減収額見込み》</p> <p>平成 26 年度から 30 年度 573 百万円</p> <p>(減収額計算式)</p> <p>・平成 29 年度 326 百万 【法人税】 1 事業あたりの建築物等の平均取得価額 57,965 百万円、建物と設備の割合を 65% : 35%と仮定すると、 建物取得価額: 57,965 百万円 × 65% = 37,677 百万円<1> 設備取得価額: 57,965 百万円 × 35% = 20,288 百万円<2> 建物は 50 年定額、設備は 15 年定率とすると、割増減価償却率は、 {<1> × 1/50(50 年定額) + <2> × 1/15(15 年定額)} × 50%(割増率) = 1,053 百万円<3> 減収見込額 <3> × 23.4%(法人税率) = 246 百万円 【登録免許税】 適用額 40,000 百万 × (4/1000 - 2/1000) = 80 百万 ・平成 30 年度 246.6 百万 【法人税】246 百万円(計算方法は上記のとおり) 【登録免許税】適用額 300 百万 × (4/1000 - 2/1000) = 0.6 百万</p>
		③ 効果・税収減是認効果	<p>《効果》</p> <p>日本再興戦略 2016 において、国家戦略特区については、平成 29 年度末までの 2 年間で「集中改革強化期間」として、残された「岩盤規制」の突破口を開くなど「新たな目標」を設定しており、その具体的施策の 1 つに「世界と戦える国際都市の形成、国際イノベーション拠点の整備」を図るため、東京圏における国際都市機能の更なる向上を目指し、「グローバル・ビジネス・100」として、都市再生特別措置法の特例などを活用する「都市再生プロジェクト」の合計数について、今後 2 年間で 100 事業とする施策を掲げ、早期実現を目指すこととしている。</p> <p>本税制は、ワンストップ化による都市再生特別措置法の特例を活用した優良な民間都市開発事業の円滑かつ迅速な実施を促すためのインセンティブとして効果的な制度であり、国家戦略特区の政策目標の達成に寄与するものであることから、引き続き、特例措置を講じる必要がある。</p> <p>(達成目標の実現状況)</p> <p>● 2020 年までに、世界銀行ビジネス環境ランキングにおいて、日本が先進国 3 位以内に入る</p>

	2015年	2016年	2020年
順位	22位	24位	3位

※前年に翌年のランキングを公表(2016年の順位は2015年10月公表)

- 2020年までに、世界の都市総合力ランキングにおいて、東京が3位以内に入る

	2014年	2015年	2020年
順位	4位	4位	3位

- 都市再生特別措置法の特例等を活用する「都市再生プロジェクト」の合計数を今後2年間で100事業とする。

区分	年度	平成	27	28	29	30
		26				
事業数(合計)		12	23	62	100	(未定)

※事業数の設定根拠

- ① 目標達成に必要な事業数 $100 - 23 = 77$
- ② 平成28年度に39事業、平成29年度に38事業が追加されると想定(所期の目標の達成状況)

「2020年までに、世界銀行ビジネス環境ランキングにおいて、日本が先進国3位以内に入る」、「2020年までに、世界の都市総合力ランキングにおいて、東京が3位以内に入る」という所期の目標は、現時点において達成されていない。

(租税特別措置による直接的な効果)

- 都市再生特別措置法の特例等を活用する「都市再生プロジェクト」の合計数

区分	年度	平成	平成27	28	29	平成30
		26				
事業数(合計)		12	23	62	100	(未定)

※事業数の目標は、本税制措置のみではなく、都市計画法の特例などの規制緩和による効果と併せて達成するものである。

《税収減を是認するような効果の有無》

本税制の効果について事業者へヒアリングしたところ、「都市再生事業に代表される開発事業は、特に開業後数年間のキャッシュフローが厳しく取組ハードルは高いが、割増償却による課税繰延等のようにキャッシュ創出措置等の支援があれば、事業判断に大きな影響を与える」旨コメントがあり、本税制が措置されなければ、民間都市再開業事業に支障をきたすため、本税制の効果として下記効果が見込まれる。

これまでの特定都市再生緊急整備地域及び都市再生緊急整備地域全体の認定事業(95計画)における効果(試算)。

- 建設投資累計額:44,518億円-①
- 経済波及効果:111,993億円-②
- 税収増効果:11,788億円 -③

本税制による1件あたり減収額と認定事業1計画あたりの効果(試算)を比較すると、下表のとおりであり、減収額を大きく上回る税収増等の経済効果が見込まれる。

減収額(H29~H30)	1計画あたりの効果(試算)	備考
2.85億円/件	建設投資累計額 : 469億円	①÷95
	経済波及効果 : 1,179億円	②÷95

			(5.7 億円÷2 件)	税収増効果 : 124 億円	③÷95	
10	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>国家戦略特区は、民間が創意工夫を発揮する上での障害となってきたにもかかわらず永年にわたり改革ができていないような、いわゆる「岩盤規制」に突破口を開くことによって民間の能力が十分に発揮できる世界で一番ビジネスがしやすい環境整備を行うものである。</p> <p>補助金などの予算措置の場合、個別に申請手続きが必要となり、採択件数や交付額に制約がある一方、税制措置は要件を満たしていれば適用可能であることから補助金に比べて幅広い法人に対してインセンティブを付与することが可能となり、民間主導の事業を促進し、産業の国際競争力の強化とともに、国際的な経済活動の拠点の形成を円滑に進めることができる。</p>			
		② 他の支援措置や義務付け等の役割分担	<p>国家戦略特区制度は、政策目的を達成するために規制の特例措置、金融上の支援措置、税制の特例措置が講じられている。それぞれの役割としては、</p> <p>① 規制の特例措置は、永年にわたり改革ができていないような、いわゆる「岩盤規制」に突破口を開くことにより、民間の能力が十分に発揮できる世界で一番ビジネスのしやすい環境を整備し、経済成長につなげるもの。</p> <p>② 金融上の支援措置は、新たな成長分野を切り開く先駆的な研究開発や革新的な事業を行うものの資金調達が容易ではないベンチャー企業又は中小企業者を支援するもの。</p> <p>③ 税制の特例措置は、政策目的の達成に資する事業に対してインセンティブを付与することで民間投資を喚起し、事業実施を促すもの。</p> <p>であり、明確に役割分担がなされている。</p>			
		③ 地方公共団体が協力する相当性	—			
11	有識者の見解	—				
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成 26 年 8 月 (H26 内閣 08)				